

## 介護保険事業所実地指導について

### 令和2年度

新型コロナウイルス感染症により予定通りの実地指導は行なっておりません。  
実施事業所数 居宅介護支援事業所5事業所、看護小規模多機能型居宅介護  
1事業所、通所型サービス1事業所、地域包括支援センター3事業所

#### 【主な指摘事項】

##### ●個人情報の同意について

指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならないこととされている。

しかしながら、貴事業所においては、利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意が得られていない事例があるため、同意欄を追加する等して同意を得ること。

また法令上の守秘義務がない者に対しては、個人情報を適切に取り扱う旨に同意する文書を提出させるなど利用者等に係る個人情報の保護に留意すること。

〔指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第23条第3項〕

##### ●課題分析の実施について（アセスメント）

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、すでに提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

貴事業所においては、その記録がない事例が見受けられたのでその記録を保存すること。

〔指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第6項、第29条 解釈通知〕

##### ●記録の整備について

指定居宅介護支援介護事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。以下略

〔指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第29条第2項〕

貴事業所においては契約書等に2年間の記録の保存の記載があるが、過払いの場合（不正請求の場合を含む。）の返還請求は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定によりその消滅時効は5年であり、①第13条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録②介護サービス計画③アセスメントの結

果の記録④サービス担当者会議等の記録⑤モニタリングの結果の記録⑤第16条に規定する市町村への通知にかかる記録については5年間保存することとし、契約書等の記載も修正すること。

〔地方自治法第236条第1項〕

●苦情処理

指定介護予防支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すべきものであるが、貴事業所の重要事項説明書等に相談窓口が貴事業所のみ記載となっているので国民健康保険団体連合会等の外部機関も記載すること。

〔解釈通知（17）④〕

**令和3年度**

令和3年6月から令和2年度予定していた事業所を含め実地指導を行います。おおよそ1か月前までには日時等お知らせしますのでご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

※注意事項

- ①換気対策等をお願いします。
- ②可能な限り短時間での指導としますので書類の準備等をお願いします。
- ③新型コロナウイルス感染状況によっては延期または中止とする場合があります。